破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５９号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海2167番地の12
債務者　小川ネイこと　オガワ　ネイ　ショウゾウ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３５号
さいたま市緑区大字三室1369番地２　フラワーハイツ２―301
債務者　鵜浦　佑介
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
さいたま市西区宮前町1636番地１　モリス大宮日進壱番館703号
債務者　宮倉ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
さいたま市北区吉野町１丁目333番地５
債務者　清水　良郎
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下野田941番地14
債務者　山崎　光枝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
埼玉県加須市南町７番45号　グランビア南305号室
債務者　山崎　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
埼玉県新座市北野３丁目13番14号　コーポ兆202号室
債務者　杉山　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
埼玉県加須市川口３丁目11番地８
債務者　青木　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
埼玉県上尾市大字瓦葺1755番地
債務者　畠山　園子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
埼玉県和光市新倉２丁目24番64号　クレスト和光101
債務者　高田　慶二
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
埼玉県上尾市東町２丁目10番４号
債務者　岩崎　光哲
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
埼玉県草加市谷塚町1408番地12　ＫＹコーポ101号
債務者　長嶋　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
埼玉県鴻巣市筑波１丁目10番８号
債務者　佐藤　暁奈
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
さいたま市緑区道祖土４丁目37番６号
債務者　太田　英一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
埼玉県川口市大字安行吉岡1765番地の14
債務者　小川　陽子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
さいたま市岩槻区本丸１丁目36番４号　三基３―107
債務者　鈴木哲生こと　崔　　哲夫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
埼玉県蓮田市大字貝塚905番地の２
債務者　板倉　裕次
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係